

[事案 2020-328] 新契約無効請求

・令和4年1月12日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-262] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年4月に契約した米ドル建生存給付金付養老保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、設計書、パンフレット等の資料や申込書の控えが交付されていない。
- (2)年金式の保険で、毎年100万円と利息が10年間支払われると説明されたが、米ドル建であることは説明されておらず、100万円から減る可能性があることも聞いていない。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人および申立人配偶者に対して、設計書やパンフレットを交付したうえで、米ドル建保険であること、給付金や受取総額は米ドルベースで確定していること、為替リスクがあること等について説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。